

株式会社サン十字福祉用具レンタル・販売サービス 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社サン十字が開設する、株式会社サン十字福祉用具レンタル・販売サービス（以下「事業所」という。）が行う、指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、又は厚生労働大臣が指定した講習会の過程を終了した者、若しくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売（以下「指定福祉用具貸与等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1、事業の実施にあっては、利用者の意思、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2、事業所の福祉用具専門相談員は、契約者・利用者が適切な福祉用具を用いてその心身の機能を補い、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与又は特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売（以下「福祉用具貸与等」という。）を提供する。
3、その事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、福祉、医療サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
1、名称 株式会社サン十字福祉用具レンタル・販売サービス
2、所在地 山形県米沢市中田町751-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所等に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。
1、管理者 1名（福祉用具専門相談員兼務・常勤）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも福祉用具貸与等の提供に当たるものとする。
2、福祉用具専門相談員 1名（兼務） 6名（常勤・専従）
福祉用具専門相談員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担の軽減に資するよう、適切な福祉用具の選定を行うとともに、使用方法・使用上の留意事項を十分に説明し、必要に応じて利用者に実際に使用させながら使用方法の指導・回収

を行う。(介護予防) 福祉用具貸与計画及び特定(介護予防) 福祉用具販売計画の作成及び変更を行う。

3、その他

事務職員 2名 必要な事務を行う。

(事業所の運営に関する事項)

第5条 事業所の運営に関する事項及び内容は次のとおりとする。

1、掲示及びカタログの備え付け

①事業所の見やすい場所に運営規程・重要事項を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。

②サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う福祉用具の品目・品名・利用料金等を記載したカタログを事業所に備え付ける。

2、指定福祉用具貸与等を求められた場合には、受給資格等を確認する。又、認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与を提供する。

3、正当な理由なく、福祉用具貸与等の提供を拒まない。

4、自社によるサービス提供が困難な時には、速やかに適当な他の事業者を紹介する等の措置を講じる。

5、要介護・要支援認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。

6、利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。

7、居宅サービス計画が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者に計画の変更の意思があるときには必要な援助を行う。

8、従業者に身分を証する書類を携帯させ、利用者又は家族から求められた時は、これを掲示するものとする。

9、法定代理サービスに該当しない指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与の利用料の支払いを受けた場合には、利用者が保険給付請求に必要とするサービス提供証明書を発行する。

10、指定福祉用具貸与等を受けている利用者が正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、要介護・要支援状態等の程度を増進させたと認められた場合、あるいは不正な行為により保険給付を受け、又は受けようとしている場合には、遅滞無く、意見を付してその旨を市町村に通知する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1、営業日 月曜から金曜までとする。

(日曜・祝日を休業とするほか、夏期休暇、年末年始休暇も休業とする。)

2、営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(福祉用具の提供方法、取扱う種目及び利用料その他費用の額)

第7条 福祉用具の提供方法、取扱う種目及び利用料その他費用の額は下記の通りとする。

1、福祉用具の提供方法

- ①指定福祉用具貸等の提供に当たっては、利用者的心身の状況、希望及びその
おかれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、
専門的知識に基づき相談に応じ、カタログ等の文書を示して福祉用具の機能使
用方法、利用料金、販売料金、利用者の選択に資する情報を提供し、個別の福
祉用具貸与・販売に係わる同意を得る。
- ②指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与す
る福祉用具の機能、安全性衛生状態に關し、点検を行う。
- ③指定福祉用具貸与等の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用
具の調整を行うとともに当該等福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、事故等
の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応
じて利用者に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- ④指定福祉用具貸与等の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、福祉
用具の使用状況を確認し、必要な場合には、使用方法の指導修理等を行う。

2、取扱う種目

- ①指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の種目は下記の通りとする。
指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料金の
額は、株式会社サン十字が使用するカタログの通りとし、当該等指定福祉用具貸
与及び指定介護予防福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるとき、利用者が
支払う額は利用者負担割合に応じた額とする。なお、利用料については、契約時
に交付される「福祉用具貸与・販売サービス利用書」にも記載される。
契約の起算日が月の15日以前の場合については月額の全額を、16日以降の場
合については1/2の料金を請求とする。解約の場合も同時に、月の15日以前の
解約については月額の1/2を、16日以降の解約については1ヶ月分の料金を
請求とする。レンタル開始月15日未満の解約の場合は1ヶ月分の料金を請求と
する。
- ②指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の種目は下記の通り
とする。特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の利用料金は株式会社
サン十字が使用する販売用のカタログの通りとする。
- ③利用者等の意思決定に基づき、選択制の対象商品について指定福祉用具貸与・指
定介護予防福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具
販売を選択することができるとしている。

*福祉用具貸与の種目

1、車椅子	6、体位変換器	11、認知症老人徘徊感知機
2、車椅子付属品	7、手すり	12、移動用リフト
3、特殊寝台	8、スロープ	13、自動排泄処理装置
4、特殊寝台付属品	9、歩行器	
5、床ずれ防止用具	10、歩行補助つえ	

*選択制福祉用具貸与 又は 福祉用具販売種目

固定用スロープ・歩行器（歩行車を除く）・単点杖（松葉杖を除く）・多点杖

*福祉用具販売種目

腰掛便座・特殊尿器尿器・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分・排泄予測支援機器

3、通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する利用料（交通費）は、自動車を使用した場合、通常の実施地域を越えてから、1km当たり100円とする。また、有料道路を使用した場合には、その実費を徴収する。

4、前項の費用の支払いをうける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることにする。

5、文書の保存年限は完結の日から5年とする。

（故障・不具合・事故・苦情・その他問い合わせ）

第8条 1、故障・不具合・事故・苦情、その他福祉用具使用上の不明な点等の問合せ先を契約書とともに配布される「重要事項説明書」に明記する。受付時間・曜日も明記する。

2、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具の場合も「重要事項説明書」に明記し取り交わす。

（通常の事業の実施地域）

第9条 サービス提供地域、山形県全域とする。

（その他運営について）

第10条 事業所は、以下の条項に留意して行う。

1、研修

- ①採用時研修を入社3ヶ月以内に実施する。
- ②継続研修を年2回以上実施する。

2、秘密保持

- ①従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ②従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を将来的に渡り保持させるため、秘密を保持する旨を雇用契約の内容とする。
- ③サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書で得ておく。

3、衛生管理

- ①従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行う。
- ②常に清潔な福祉用具を貸与にて提供する為、回収した福祉用具をその種類・材質等からみて、適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具を区分して保管する。
- ③消毒・保管業務従事者 4名
　　福祉用具の消毒・補修・点検・保管の実務を担当する。
　　(福祉用具消毒管理認定：認定番号 D-(1)-1702024001のマニュアル通りとする。)
- ④事業所の設備及び備品について修理・清掃を行い衛生的に管理する。
　　*上記は福祉用具消毒工程管理マニュアルの通りとする。

第 11 条 福祉用具レンタル・販売事業及び福祉用具専門相談員における業務継続にかかる対策について事業者は利用者に対する適切なサービス提供を確保するため、次の措置を講じます。

- ① 職場におけるハラスメント対策
- ② 感染症予防及びまん延防止のための措置
- ③ 感染症や災害等が発生した場合であっても、サービスの提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

(虐待の防止に関する事項)

第 12 条 1、利用者的人権擁護、虐待防止の観点から、次の措置を講ずるものとする。
① 高齢者虐待の発生・再発防止のための委員会の開催、担当者の設置
② 虐待防止のための指針の整備
③ 従業員に対する研修の実施
2、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村に通報するものとする。

附則 この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 14 年 3 月 1 日改定　　この規定は、平成 15 年 11 月 1 日改定

この規定は、平成18年 4月 1日改定

この規定は、平成25年10月 1日改定

この規定は、令和 元年10月 1日改定

この規定は、令和 3年 4月 1日改定

この規定は、令和 6年 8月 1日改定

この規定は、平成23年11月 1日改定

この規定は、平成30年 8月 1日改定

この規定は、令和 2年 4月 1日改定

この規定は、令和 6年 4月 1日改定

この規定は、令和 7年 9月 1日改定

株式会社サン十字福祉用具レンタル・販売サービス長井 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社サン十字が開設する、株式会社サン十字福祉用具レンタル・販売サービス（以下「事業所」という。）が行う、指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、又は厚生労働大臣が指定した講習会の過程を終了した者、若しくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売（以下「指定福祉用具貸与等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1、事業の実施にあっては、利用者の意思、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2、事業所の福祉用具専門相談員は、契約者・利用者が適切な福祉用具を用いてその心身の機能を補い、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与又は特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売（以下「福祉用具貸与等」という。）を提供する。
3、その事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、福祉、医療サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
1、名称 株式会社サン十字福祉用具レンタル・販売サービス長井
2、所在地 山形県長井市栄町4番21号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所等に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。
1、管理者 1名（福祉用具専門相談員兼務・常勤）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも福祉用具貸与等の提供に当たるものとする。
2、福祉用具専門相談員 1名（兼務）4名（常勤・専従）
福祉用具専門相談員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担の軽減に資するよう、適切な福祉用具の選定を行うとともに、使用方法・使用上の留意事項を十分に説明し、必要に応じて利用者に実際に使用させながら使用方法の指導・回収

を行う。(介護予防) 福祉用具貸与計画及び特定(介護予防) 福祉用具販売計画の作成及び変更を行う。

3、その他

事務職員 1名 必要な事務を行う。

(事業所の運営に関する事項)

第5条 事業所の運営に関する事項及び内容は次のとおりとする。

1、掲示及びカタログの備え付け

①事業所の見やすい場所に運営規程・重要事項を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。

②サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う福祉用具の品目・品名・利用料金等を記載したカタログを事業所に備え付ける。

2、指定福祉用具貸与等を求められた場合には、受給資格等を確認する。又、認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与を提供する。

3、正当な理由なく、福祉用具貸与等の提供を拒まない。

4、自社によるサービス提供が困難な時には、速やかに適当な他の事業者を紹介する等の措置を講じる。

5、要介護・要支援認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。

6、利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。

7、居宅サービス計画が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者に計画の変更の意思があるときには必要な援助を行う。

8、従業者に身分を証する書類を携帯させ、利用者又は家族から求められた時は、これを掲示するものとする。

9、法定代理サービスに該当しない指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与の利用料の支払いを受けた場合には、利用者が保険給付請求に必要とするサービス提供証明書を発行する。

10、指定福祉用具貸与等を受けている利用者が正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、要介護・要支援状態等の程度を増進させたと認められた場合、あるいは不正な行為により保険給付を受け、又は受けようとしている場合には、遅滞無く、意見を付してその旨を市町村に通知する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1、営業日 月曜から金曜までとする。

(日曜・祝日を休業とするほか、夏期休暇、年末年始休暇も休業とする。)

2、営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(福祉用具の提供方法、取扱う種目及び利用料その他費用の額)

第7条 福祉用具の提供方法、取扱う種目及び利用料その他費用の額は下記の通りとする。

1、福祉用具の提供方法

- ①指定福祉用具貸等の提供に当たっては、利用者的心身の状況、希望及びその
おかれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、
専門的知識に基づき相談に応じ、カタログ等の文書を示して福祉用具の機能使
用方法、利用料金、販売料金、利用者の選択に資する情報を提供し、個別の福
祉用具貸与・販売に係わる同意を得る。
- ②指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与す
る福祉用具の機能、安全性衛生状態に關し、点検を行う。
- ③指定福祉用具貸与等の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用
具の調整を行うとともに当該等福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、事故等
の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応
じて利用者に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- ④指定福祉用具貸与等の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、福祉
用具の使用状況を確認し、必要な場合には、使用方法の指導修理等を行う。

2、取扱う種目

- ①指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の種目は下記の通りとする。
指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料金の
額は、株式会社サン十字が使用するカタログの通りとし、当該等指定福祉用具貸
与及び指定介護予防福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるとき、利用者が
支払う額は利用者負担割合に応じた額とする。なお、利用料については、契約時
に交付される「福祉用具貸与・販売サービス利用書」にも記載される。
契約の起算日が月の15日以前の場合については月額の全額を、16日以降の場
合については1/2の料金を請求とする。解約の場合も同時に、月の15日以前の
解約については月額の1/2を、16日以降の解約については1ヶ月分の料金を
請求とする。レンタル開始月15日未満の解約の場合は1ヶ月分の料金を請求と
する。
- ②指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の種目は下記の通り
とする。特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の利用料金は株式会社
サン十字が使用する販売用のカタログの通りとする。
- ③利用者等の意思決定に基づき、選択制の対象商品について指定福祉用具貸与・指
定介護予防福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具
販売を選択することができるとしている。

*福祉用具貸与の種目

1、車椅子	6、体位変換器	11、認知症老人徘徊感知機
2、車椅子付属品	7、手すり	12、移動用リフト
3、特殊寝台	8、スロープ	13、自動排泄処理装置
4、特殊寝台付属品	9、歩行器	
5、床ずれ防止用具	10、歩行補助つえ	

*選択制福祉用具貸与 又は 福祉用具販売種目

固定用スロープ・歩行器（歩行車を除く）・単点杖（松葉杖を除く）・多点杖

*福祉用具販売種目

腰掛便座・特殊尿器尿器・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分・排泄予測支援機器

3、通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する利用料（交通費）は、自動車を使用した場合、通常の実施地域を越えてから、1km当たり100円とする。また、有料道路を使用した場合には、その実費を徴収する。

4、前項の費用の支払いをうける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることにする。

5、文書の保存年限は完結の日から5年とする。

（故障・不具合・事故・苦情・その他問い合わせ）

第8条 1、故障・不具合・事故・苦情、その他福祉用具使用上の不明な点等の問合せ先を契約書とともに配布される「重要事項説明書」に明記する。受付時間・曜日も明記する。

2、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具の場合も「重要事項説明書」に明記し取り交わす。

（通常の事業の実施地域）

第9条 サービス提供地域、山形県全域とする。

（その他運営について）

第10条 事業所は、以下の条項に留意して行う。

1、研修

- ①採用時研修を入社3ヶ月以内に実施する。
- ②継続研修を年2回以上実施する。

2、秘密保持

- ①従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ②従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を将来的に渡り保持させるため、秘密を保持する旨を雇用契約の内容とする。
- ③サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書で得ておく。

3、衛生管理

- ①従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行う。
- ②常に清潔な福祉用具を貸与にて提供する為、回収した福祉用具をその種類・材質等からみて、適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具を区分して保管する。
- ③消毒・保管業務従事者 4名
　　福祉用具の消毒・補修・点検・保管の実務を担当する。
　　(福祉用具消毒管理認定：認定番号 D-(1)-1702024001のマニュアル通りとする。)
- ④事業所の設備及び備品について修理・清掃を行い衛生的に管理する。

*上記は福祉用具消毒工程管理マニュアルの通りとする。

第11条 福祉用具レンタル・販売事業及び福祉用具専門相談員における業務継続にかかる対策について事業者は利用者に対する適切なサービス提供を確保するため、次の措置を講じます。

- ① 職場におけるハラスメント対策
- ② 感染症予防及びまん延防止のための措置
- ③ 感染症や災害等が発生した場合であっても、サービスの提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

(虐待防止に関する事項)

第12条 1、利用者の人権擁護、虐待防止の観点から、次の措置を講ずるものとする。

- ① 高齢者の虐待の発生・再発防止のための委員会の開催、担当者の配置
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 従業員に対する研修の実施

2、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には速やかに市町村に通報するものとする。

附則 この規定は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 25 年 10 月 1 日改定
この規定は、平成 26 年 12 月 1 日改定
この規定は、平成 30 年 8 月 1 日改定
この規定は、令和 4 年 4 月 1 日改定
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日改定
この規定は、令和 6 年 8 月 1 日改定
この規定は、令和 7 年 9 月 1 日改定

株式会社サン十字福祉用具レンタル・販売サービス高畠 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社サン十字が開設する、株式会社サン十字福祉用具レンタル・販売サービス高畠（以下「事業所」という。）が行う、指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、又は厚生労働大臣が指定した講習会の過程を終了した者、若しくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売（以下「指定福祉用具貸与等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1、事業の実施にあっては、利用者の意思、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2、事業所の福祉用具専門相談員は、契約者・利用者が適切な福祉用具を用いてその心身の機能を補い、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与又は特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売（以下「福祉用具貸与等」という。）を提供する。
3、その事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、福祉、医療サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
1、名称 株式会社サン十字福祉用具レンタル・販売サービス高畠
2、所在地 山形県高畠町大字高畠 550-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所等に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。
1、管理者 1名（福祉用具専門相談員兼務・常勤）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも福祉用具貸与等の提供に当たるものとする。
2、福祉用具専門相談員 1名（兼務）2名（常勤・専従）
福祉用具専門相談員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担の軽減に資するよう、適切な福祉用具の選定を行うとともに、使用方法・使用上の留意事項を十分に説明し、必要に応じて利用者に実際に使用させながら使用方法の指導・回収

を行う。(介護予防) 福祉用具貸与計画及び特定(介護予防) 福祉用具販売計画の作成及び変更を行う。

3、その他

事務職員 1名 必要な事務を行う。

(事業所の運営に関する事項)

第5条 事業所の運営に関する事項及び内容は次のとおりとする。

1、掲示及びカタログの備え付け

①事業所の見やすい場所に運営規程・重要事項を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。

②サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う福祉用具の品目・品名・利用料金等を記載したカタログを事業所に備え付ける。

2、指定福祉用具貸与等を求められた場合には、受給資格等を確認する。又、認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与を提供する。

3、正当な理由なく、福祉用具貸与等の提供を拒まない。

4、自社によるサービス提供が困難な時には、速やかに適当な他の事業者を紹介する等の措置を講じる。

5、要介護・要支援認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。

6、利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。

7、居宅サービス計画が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者に計画の変更の意思があるときには必要な援助を行う。

8、従業者に身分を証する書類を携帯させ、利用者又は家族から求められた時は、これを掲示するものとする。

9、法定代理サービスに該当しない指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与の利用料の支払いを受けた場合には、利用者が保険給付請求に必要とするサービス提供証明書を発行する。

10、指定福祉用具貸与等を受けている利用者が正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、要介護・要支援状態等の程度を増進させたと認められた場合、あるいは不正な行為により保険給付を受け、又は受けようとしている場合には、遅滞無く、意見を付してその旨を市町村に通知する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1、営業日 月曜から金曜までとする。

(日曜・祝日を休業とするほか、夏期休暇、年末年始休暇も休業とする。)

2、営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(福祉用具の提供方法、取扱う種目及び利用料その他費用の額)

第7条 福祉用具の提供方法、取扱う種目及び利用料その他費用の額は下記の通りとする。

1、福祉用具の提供方法

- ①指定福祉用具貸等の提供に当たっては、利用者的心身の状況、希望及びその
おかれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、
専門的知識に基づき相談に応じ、カタログ等の文書を示して福祉用具の機能使
用方法、利用料金、販売料金、利用者の選択に資する情報を提供し、個別の福
祉用具貸与・販売に係わる同意を得る。
- ②指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与す
る福祉用具の機能、安全性衛生状態に關し、点検を行う。
- ③指定福祉用具貸与等の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用
具の調整を行うとともに当該等福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、事故等
の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応
じて利用者に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- ④指定福祉用具貸与等の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、福祉
用具の使用状況を確認し、必要な場合には、使用方法の指導修理等を行う。

2、取扱う種目

- ①指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の種目は下記の通りとする。
指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料金の
額は、株式会社サン十字が使用するカタログの通りとし、当該等指定福祉用具貸
与及び指定介護予防福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるとき、利用者が
支払う額は利用者負担割合に応じた額とする。なお、利用料については、契約時
に交付される「福祉用具貸与・販売サービス利用書」にも記載される。
契約の起算日が月の15日以前の場合については月額の全額を、16日以降の場
合については1/2の料金を請求とする。解約の場合も同時に、月の15日以前の
解約については月額の1/2を、16日以降の解約については1ヶ月分の料金を
請求とする。レンタル開始月15日未満の解約の場合は1ヶ月分の料金を請求と
する。
- ②指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の種目は下記の通り
とする。特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の利用料金は株式会社
サン十字が使用する販売用のカタログの通りとする。
- ③利用者等の意思決定に基づき、選択制の対象商品について指定福祉用具貸与・指
定介護予防福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具
販売を選択することができるとしている。

*福祉用具貸与の種目

1、車椅子	6、体位変換器	11、認知症老人徘徊感知機
2、車椅子付属品	7、手すり	12、移動用リフト
3、特殊寝台	8、スロープ	13、自動排泄処理装置
4、特殊寝台付属品	9、歩行器	
5、床ずれ防止用具	10、歩行補助つえ	

*選択制福祉用具貸与 又は 福祉用具販売種目

固定用スロープ・歩行器（歩行車を除く）・単点杖（松葉杖を除く）・多点杖

*福祉用具販売種目

腰掛便座・特殊尿器尿器・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分・排泄予測支援機器

3、通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する利用料（交通費）は、自動車を使用した場合、通常の実施地域を越えてから、1km当たり100円とする。また、有料道路を使用した場合には、その実費を徴収する。

4、前項の費用の支払いをうける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることにする。

5、文書の保存年限は完結の日から5年とする。

（故障・不具合・事故・苦情・その他問い合わせ）

第8条 1、故障・不具合・事故・苦情、その他福祉用具使用上の不明な点等の問合せ先を契約書とともに配布される「重要事項説明書」に明記する。受付時間・曜日も明記する。

2、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具の場合も「重要事項説明書」に明記し取り交わす。

（通常の事業の実施地域）

第9条 サービス提供地域、山形県全域とする。

（その他運営について）

第10条 事業所は、以下の条項に留意して行う。

1、研修

- ①採用時研修を入社3ヶ月以内に実施する。
- ②継続研修を年2回以上実施する。

2、秘密保持

- ①従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ②従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を将来的に渡り保持させるため、秘密を保持する旨を雇用契約の内容とする。
- ③サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書で得ておく。

3、衛生管理

- ①従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行う。
- ②常に清潔な福祉用具を貸与にて提供する為、回収した福祉用具をその種類・材質等からみて、適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具を区分して保管する。
- ③消毒・保管業務従事者 4名
　　福祉用具の消毒・補修・点検・保管の実務を担当する。
　　(福祉用具消毒管理認定：認定番号 D-(1)-1702024001のマニュアル通りとする。)
- ④事業所の設備及び備品について修理・清掃を行い衛生的に管理する。
　　*上記は福祉用具消毒工程管理マニュアルの通りとする。

第11条 福祉用具レンタル・販売事業及び福祉用具専門相談員における業務継続にかかる対策について事業者は利用者に対する適切なサービス提供を確保するため、次の措置を講じます。

- ① 職場におけるハラスメント対策
- ② 感染症予防及びまん延防止のための措置
- ③ 感染症や災害等が発生した場合であっても、サービスの提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

(虐待の防止に関する事項)

第12条 1、利用者の人権擁護、虐待防止の観点から、次の措置を講ずるものとする。

- ① 高齢者虐待発生・再発防止のための委員会の開催、担当者の設置
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 従業員に対する研修の実施

2、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村に通報するものとする。

附則 この規定は、令和 2年 4月 1日から施行する。
この規定は、令和 3年 4月 1日改定
この規定は、令和 6年 4月 1日改定
この規定は、令和 6年 8月 1日改定

この規定は、令和 7 年 9 月 1 日改定